給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１０００３号

水戸市自由が丘２番18号メゾン自由が丘Ｗ２
再生債務者　進藤　幸正
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年８月25日まで
平成23年８月４日　水戸地方裁判所

平成２３年（再ロ）第３号

和歌山県紀の川市貴志川町長山1441番地19
再生債務者　沼野啓一郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年９月２日まで
平成23年８月５日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（再ロ）第６号

京都市下京区西新屋敷上之町124番地
再生債務者　豊永　修一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年９月５日まで
平成23年８月５日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１１５号

大阪市住吉区庭井２丁目16番55号
再生債務者　武田　公見
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第２号

佐賀県佐賀市川副町大字鹿江1212番地８
再生債務者　横尾　浩一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月１日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（再ロ）第１０００３号

長崎県長崎市上戸町１丁目３番26号
再生債務者　村山　彰治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月４日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第４号

堺市北区奥本町２丁71番地18、営業所所在地
堺市北区北花田町１丁17
再生債務者　ビューティサロンおおくぼこと
大久保恵美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月４日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第５号

佐賀県小城市小城町晴気2089番地２
再生債務者　畑島　　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月１日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（再ロ）第１４号

秋田県横手市増田町亀田字上掃55番地38
再生債務者　小松谷俊広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月５日　秋田地方裁判所横手支部

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２２年（再ロ）第１０１７９号

東京都世田谷区赤堤５―11―５―104
再生債務者　鳥井　　浩
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成23年７月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条２項１号に定める事由がある。
平成23年８月４日
東京地方裁判所民事第20部

会社その他

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年十月一日であり、三社の株主総会の承認決議は平成二十三年九月二十二日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月十五日
掲載貢　八十二貢（号外第一五六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月十一日
掲載貢　一四二貢（号外第一五二号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月十五日
掲載貢　七十九貢（号外第一五六号）
平成二十三年八月十五日
東京都品川区大崎四丁目二番四号
（甲）東京ガスカンドーライフ株式会社
代表取締役社長　西谷　亮祐
東京都中野区沼袋四丁目三八番一一号
（乙）東京ガスカンドーサクセス株式会社
代表取締役社長　須藤　和好
東京都杉並区宮前一丁目一八番一二号
（丙）東京ガスカンドーサービス株式会社
代表取締役社長　松本　義彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年十月一日であり、甲は乙及び丙の株主総会の承認決議は平成二十三年九月二十二日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月二十五日
掲載貢　八十一貢（号外第一六二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月二十二日
掲載貢　一二五貢（号外第一六〇号）
平成二十三年八月十五日
東京都渋谷区渋谷一丁目七番五号青山セブンハイツ一〇〇四号室
代表取締役　（甲）株式会社ＡＨＡ
代表取締役　田　角　良太
東京都渋谷区元代々木町四九番二三号
（乙）株式会社サザビーリーグ
代表取締役　森　　正督

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月二十一日
掲載貢　一〇六貢（号外第一六〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月十四日
掲載貢　七十五貢（号外第一五号）
平成二十三年八月十五日
東京都文京区大塚五丁目一番六号
（甲）株式会社システムオリコ
代表取締役　髙岡　　功
東京都豊島区高田三丁目二八番二号
（乙）株式会社富士通クレジットソリューションズ
代表取締役　金子　　丘

効力発生日は平成二十三年十月一日であり、甲は乙の株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。
なお、甲はこの合併に伴い、その商号を株式会社サザビーリーグと変更します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月二十五日
掲載貢　八十一貢（号外第一六二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月二十二日
掲載貢　一二五貢（号外第一六〇号）
平成二十三年八月十五日
東京都渋谷区渋谷一丁目七番五号青山セブンハイツ一〇〇四号室
代表取締役　（甲）株式会社ＡＨＡ
代表取締役　田　角　良太
東京都渋谷区元代々木町四九番二三号
（乙）株式会社サザビーリーグ
代表取締役　森　　正督